

令和7年度いしかわの能楽魅力発信業務委託プロポーザル実施要領

1 趣旨

石川県立能楽堂（以下「県立能楽堂」という。）の見学希望者に公開する能楽の紹介動画を制作し、今後の県立能楽堂の見学プログラム等で活用することとする。

また、近年能楽公演の鑑賞や能楽体験に訪れる外国人観光客が増えていることから、さらに外国人に本県の能楽文化をPRするため、SNS等で活用できる能楽紹介コンテンツ映像を新たに制作する。

加えて外国人向けの能楽体験イベントを企画・開催しフィードバックを行うことで、今後の外国人向け事業の参考にするとともに、制作する映像に体験プログラム実施中の様子を取り入れることとする。

成果物は県立能楽堂、県内観光案内所、インターネット上の動画配信サイト等での放映、HP、SNS、海外メディア及び旅行会社等による情報発信に活用することで、海外における本県の能楽文化の認知度向上を図る他、県民等による幅広い利活用に供することを目的とする。

そこで、県立能楽堂の見学者及び外国人観光客にとって魅力的な映像及び体験イベントとするため、映像制作・イベント企画運営に優れた事業者を公募型プロポーザル方式により選定する。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

令和7年度いしかわの能楽魅力発信業務

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 委託期間（予定）

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

(4) 提案上限額

金3,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格等

(1) 本業務を遂行する上で、ふさわしい実績、企画力、実施体制、業務推進能力等を備えている単体企業で、以下に掲げる参加要件を全て満たしている者。

- ①石川県内に本社、支社または営業所を有する法人であること。
- ②本業務を実施するうえで、ふさわしい業務推進体制、ノウハウを備えていること。
- ③動画制作及びイベント企画・運営の実績があり、確実に履行できる者であること。
- ④地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- ⑤参加申込書及び企画提案受付期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑥次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）
が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑦石川県の県税の納税義務を有する者にあっては、当該県税全般について、参加申込書の提出日現在において未納がない者であること。
- ⑧本要領の公表日から契約締結の日までの期間に、石川県から指名停止の措置を受けている者でないこと。

（2）次の事項に該当した者は、本業務について企画提案する資格を失う。

- ①実施要領及び仕様書に定める条件や規定に従わない場合
- ②あらかじめ審査に影響を与える恐れのある行為を行った場合
- ③公正な企画競争を妨げる恐れのある行為等を行い、又は、行おうとした場合

4 プロポーザルのスケジュール（予定）

令和7年10月10日（金）：実施要領等の公表
同月16日（木）：質問の提出期限（17時まで）
同月22日（水）：参加申込書の提出期限（17時まで）
同月29日（水）：企画提案書等の提出期限（17時まで）
11月中旬以降：審査結果の通知

5 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して質問のある者は、本要領に定める質問票（様式1）により提出すること。

- （1）提出期限 令和7年10月16日（木）17時まで
- （2）提出方法 以下の宛先に電子メールにより提出。
件名を「【質問票】令和7年度いしかわの能楽魅力発信業務委託

プロポーザル」とすること。

【宛先】いしかわの伝統文化活性化実行委員会事務局 宛て

(石川県文化観光スポーツ部文化振興課内)

メールアドレス<dentoubunka@pref.ishikawa.lg.jp>

※開封確認を付した電子メールにより送付すること。なお、電子メールの送信後
開封通知が届かない場合は、電話にて確認を行うこと。

(3) 回答方法

後日、参加申込書を提出した者（以下「提案者」という。）全員に対し、回答の
メールを送付する。なお、審査委員や審査基準に関する内容や、他の提案者に関する
質問には回答しない。

6 参加申込

本プロポーザルへの参加を希望する場合には、以下の要領により関係書類を提出す
ること。なお、期限までに提出がない場合は、本プロポーザルへの参加を認めないので
注意すること。

(1) 提出期限 令和7年10月22日（水）17時まで

(2) 提出方法 以下の宛先に電子メールにより提出。

【宛先】いしかわの伝統文化活性化実行委員会事務局 宛て

(石川県文化観光スポーツ部文化振興課内)

メールアドレス<dentoubunka@pref.ishikawa.lg.jp>

【電話番号】076-225-1372

(3) 提出書類

ア 参加申込書（様式2）

イ 会社概要（様式3）

※法人の概要が記載されたパンフレット等がある場合は、併せて添付すること。

ウ 業務実績（様式4）

動画制作実績及びイベントの企画・運営実績を記載すること。

過去の動画制作の実績成果物については、視聴可能な動画URLとQRコードを記載
すること。

制作作品が多数ある場合は、その中で代表的なもの、または本委託業務で制作する
動画と類似したもの2、3作品程度記載すること。

エ 「平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に
係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の
申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）」に基づき、令和7年度に
おいて競争入札参加者資格を有すると認められた者でない場合は、次の（ア）から
(エ)の書類も提出すること。

(ア) 登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）

※参加申込書提出日前3月以内に発行されたもの。（写し可）

(イ) 納税証明書

- i 法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書
(納税証明書「その3」。「その3の3」でも可。直前の確定申告を終えた決算の営業年度におけるもの。様式が未納税額のない証明用のもの。)
 - ii 石川県内に事業所を有する者にあっては、石川県税に未納がないことを証する納税証明書
- (ウ) 財務諸表（直前決算の貸借対照表、損益計算書）
- (エ) 役員等名簿（様式5）

7 企画提案書の提出

企画提案書は1者につき1案のみとし、以下の要領により関係書類を提出すること。

(1) 提出期限：令和7年10月29日（水）17時（必着）

(2) 提出方法：持参又は郵送すること。

（郵送の場合は書留郵便とし、提出期限内に必着）

(3) 提出先：下記「16 担当課（提出先）」のとおり

(4) 提出物（いずれの書類もA4サイズを原則とする）

下記①を1部、下記②から⑦までの書類を、正本1部（提案者名の記載あり）及び副本5部（提案者名の記載なし）提出すること。

また、書類の提出とあわせて、正本・審査用副本をそれぞれPDFに変換の上、電子データも合わせて提出すること。

※内容によっては追加書類の提出を求めることがある。

※審査用副本として提出する下記②から⑦には、提案者が特定できるもの（提案者の社名、個人名、社名を暗示する文字や記号、符丁、装丁等）を一切記載しないこと。

① 企画提案書の提出について（様式6）

② 企画提案書表紙（様式7）

③ 業務の実施体制（様式8）一責任者氏名および職務経歴、人員配置、実施体制等

※本業務の確実な推進に向けた業務全体及び業務ごとの実施体制の特徴、いしかわの

伝統文化活性化実行委員会（以下、実行委員会）との打ち合わせ・連絡体制の考え方等、制作担当予定者の主な経験も記載

④ 仕様書に定める業務について再委託をする場合は、再委託する事業者について、「所在地、名称、代表者氏名」「再委託や技術協力（支援）の範囲・金額」「提案者との資本関係」「これまでの共同業務の実績」などを記載すること（任意様式）。なお、再委託可能な業務範囲については「15 業務の再委託」に記載のとおり。

⑤ 企画提案の内容、スケジュール（任意様式）

「別添（企画提案内容）」に記載の項目について記載すること。

⑥ 経費見積書（任意様式）

見積りは、積算根拠を明記し、少なくとも本業務における以下の項目別内訳を記載すること。見積額は、消費税額及び地方消費税の額を含む金額を記載すること

(消費税及び地方消費税額がわかるよう記載すること)。

<見積内訳項目>企画、運営、撮影、編集

⑦ 業務実績（様式4）

動画制作及びイベント企画・運営実績を記載すること。

過去の動画制作の事業実績成果物については、視聴可能な動画 URL と QR コードを記載すること。

制作作品が多数ある場合は、その中で代表的なもの、または本委託業務で制作する動画と類似したものを2、3作品程度記載すること。

(5) 企画提案書記載上の留意点

- ① 企画提案書は、本実施要領及び仕様書等に記載されている条件を踏まえて作成すること。
- ② 業務実施スケジュールについては、業務の一連の流れが分かるように作成すること。
- ③ 「企画提案の内容・スケジュール（任意様式）」について、文字サイズ12ポイント以上とすること。
- ④ (4) ②～⑦の書類をまとめて左上ダブルクリップ止めとすること。
- ⑤ 図表・イラスト・写真等を用いて、視覚的に理解しやすいようにすること。

(6) その他留意事項

- ① 提出された企画提案書等の書類は、審査に必要な範囲内において複製することがある。
- ② 参加者は、企画提案書の提出をもって実施要領及び仕様書の記載内容に同意したものとする。

8 説明会

本業務の企画提案を実施するにあたっての説明会は開催しない。

9 企画提案書の審査

企画提案書の審査は、実行委員会において書面にて実施する。（本業務の企画提案にかかるプレゼンテーションは実施しない）

なお、必要に応じて応募者に対して個別に内容の確認、書類の追加提出依頼、ヒアリング等を行う場合があるため、指示された方法（文書・口頭等）・期限までに必ず回答に応じること。

10 審査基準

審査項目	配点	審査基準
1. 業務内容の理解度	20	・事業目的を的確に把握し、実行委員会の要求する内容を満たしているか
2. 企画立案	40	・クオリティの高い内容、企画になっているか ・仕様書に記載の内容が適切に伝わる動画が提案されて

		いるか
3．業務遂行力	30	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を安定的に遂行する実施体制を有しているか。 ・業務実施スケジュールは妥当か ・過去の受託実績、業務実績等に鑑み、本委託業務遂行の見込みがあると認められるか
4．経費積算の妥当性	10	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書の内容や算定根拠が明確に示され、企画内容に見合った適切な経費となっているか
合計	100	

1.1 業務委託候補者の選定及び審査結果の通知

- (1) 参加者から提出された企画提案書等の審査にあたっては、提出された提案書等の内容について審査を行い、最も優れた提案を行った者を委託候補者として選定する。
- (2) 審査内容については、公表しない。
- (3) 審査結果については、採用・不採用に関わらず文書により通知する。
- (4) 参加者は、選定結果について異議申し立てをすることができない。
- (5) 参加者が次の各号のいずれかに該当する場合は失格とする。
- ①提出期限に遅れた場合
 - ②実施要領等の条件を満たさない場合
 - ③提出書類に虚偽の記載をした場合
 - ④審査に影響を与えるような工作、又はその疑いのある行為をした場合
- (6) その他
- ①総得点が1位であっても仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合などは、委託候補者としないことがある。
 - ②提案者が1者であっても同様に審査を行い、業務を適切に実施できると判断した場合は、当該提案者を委託候補者とする。

1.2 契約の締結等

(1) 仕様書の協議等

選定した委託候補者と実行委員会が協議し、委託契約に係る仕様、金額等の内容を確定した上で石川県財務規則に準じて随意契約によって契約を締結する。なお、仕様書の内容は、実行委員会が提示した仕様書を基本とする。

(2) 契約金額の確定

契約金額は、(1)により確定した仕様書に基づき改めて見積書を委託候補者から徴収し、決定する。なお、実施要領に示す委託見積限度額を超えないものとする。

(3) その他

委託候補者と実行委員会の間で行う協議が双方の合意に至らない場合、又は委託候補者が受託を辞退した場合は、審査結果において評価が次点であった提案者を繰り上げて、その者と契約締結の協議を行う。

1 3 契約の解除

契約締結後であっても、次のいずれかに該当する場合は、契約を解除することを妨げないものとする。

- (1) 提出書類への虚偽の記載が明らかになった場合
- (2) 受託者に重大な瑕疵がある場合
- (3) 業務遂行の意思が認められない場合
- (4) 業務遂行能力が無いと認められた場合

1 4 その他の留意事項

- (1) 参加申込書の提出をもって、本要領の記載事項を承諾したものとみなす。
- (2) 本業務の目的を効果的かつ効率的に達成するため、実施要領に示す委託見積限度額の範囲でできる限りの企画提案をすること。また、本業務の委託候補者の選定に公募型プロポーザル方式を採用する点に鑑み、提案者の専門性を活かした企画や提案に努めること。
- (3) 提出書類の作成等にかかる費用は、全て参加者の負担とする。
- (4) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商品化権、意匠権、所有権その他一切の権利は、実行委員会及び県に帰属するものとする。
- (5) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (6) 参加者は、本公募において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (7) 期限までに企画提案書の提出がない者については、本プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。
- (8) 提出後の提案書の変更は原則認めない。また、提出物は返却しない。
- (9) 本プロポーザルの提案内容及び個人情報等は、本プロポーザルの審査のためにのみ使用し、提案者及び本人の承諾なしに第三者に提供しない。
- (10) 本公募の審査結果等について、実行委員会に問い合わせてはならない。

1 5 業務の再委託

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。

※なお、発注者の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における（イ）に限る。

- (ア) 「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）・・・再委託を行うことはできない。
- (イ) 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、発注者の承諾を要する。

(ウ) 「軽微な業務」(資料整理、計算処理、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等)・・・再委託に際し、発注者の承諾を要さない。

16 担当課（提出先）

いしかわの伝統文化活性化実行委員会事務局
(石川県文化観光スポーツ部文化振興課内 (石川県行政庁舎 10 階))
〒920-8580 石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
電話 : 076-225-1372
FAX : 076-225-1496
メール : dentoubunka@pref.ishikawa.lg.jp
担当 : 新保